

平成23年9月22日

第2320号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 生活保護法による指定介護機関の事業の廃止（400・福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による介護機関の指定（401・福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による指定介護機関の事業の休止（402・福祉政策課）…………… 2
- 平成23年度家畜人工授精師養成講習会の実施（403・畜産振興課）…………… 2
- 道路の供用開始（404・北秋田地域振興局建設部）…………… 3
- 道路区域の変更（405・北秋田地域振興局建設部）…………… 4

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）…………… 4
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課）…………… 4
- 土地改良区の定款変更の認可（仙北地域振興局農林部）…………… 5

公営企業管理規程

- 秋田県公営企業財務規程の一部を改正する規程（5・公営企業課）…………… 5

告 示

秋田県告示第400号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成23年9月22日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
東成瀬村社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	社会福祉法人東成瀬村社会福祉協議会	雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1	居宅介護支援事業	平成23年6月30日
東成瀬村社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	社会福祉法人東成瀬村社会福祉協議会	雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1	訪問介護、介護予防訪問介護	平成23年6月30日
東成瀬村社会福祉協議会 指定訪問入浴介護事業所	社会福祉法人東成瀬村社会福祉協議会	雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1	訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護	平成23年6月30日

秋田県告示第401号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成23年9月22日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
地域密着型特定施設入居者生活介護 ひらきの郷	特定非営利活動法人凛々会	仙北郡美郷町境田字下八百刈265	地域密着型特定施設入居者生活介護	平成23年8月1日

医療法人楽山会ショートステイ温泉保養館おおゆ	医療法人楽山会	鹿角市十和田大湯字湯ノ岱一丁目20番地	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成23年9月1日
安心サポート仁賀保	社会福祉法人中央会	にかほ市平沢字宝田32番地	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	平成23年7月1日
ルートピア緑泉訪問入浴介護事業所	社会福祉法人六郷仙南福祉会	仙北郡美郷町六郷字作山187	介護予防訪問入浴介護	平成23年9月1日
ショートステイ菜の花	株式会社ライフステージ	湯沢市成沢字堤端155番地	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成23年6月1日
東成瀬村訪問介護事業所仙人の杜	東成瀬村	雄勝郡東成瀬村田子内字二階野206	訪問介護、介護予防訪問介護	平成23年7月1日
東成瀬村ケアサポート仙人の杜	東成瀬村	雄勝郡東成瀬村田子内字二階野206	居宅介護支援事業	平成23年7月1日
東成瀬村訪問入浴介護事業所仙人の杜	東成瀬村	雄勝郡東成瀬村田子内字二階野206	訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護	平成23年7月1日
ケアプランセンターみんなの家	株式会社あきた福祉研究所	能代市河戸川字谷地47番地1	居宅介護支援事業	平成23年8月15日
温泉ショートステイ鶴の崎	医療法人幸佑会	男鹿市船川港台島字鶴ノ崎62番地2	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成23年9月1日
温泉デイサービス鶴の崎	医療法人幸佑会	男鹿市船川港台島字鶴ノ崎62番地2	通所介護、介護予防通所介護	平成23年9月1日
ニチイケアセンター大館訪問看護ステーション	株式会社ニチイ学館	大館市釈迦内字中台25番地9	訪問看護、介護予防訪問看護、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成23年8月1日

秋田県告示第402号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の休止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成23年9月22日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	休止年月日
医療法人幸佑会 ケアセンターはせがわ	医療法人幸佑会	男鹿市船川港船川字新浜町26番地2	訪問介護 介護予防訪問介護	平成23年8月31日
かいせいホームヘルパーステーション	社会福祉法人男鹿偕生会	男鹿市脇本脇本字大石館90番地1	訪問介護 介護予防訪問介護	平成23年9月15日

秋田県告示第403号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、次のとおり平成23年度家畜人工授精師養成講習会を実施するので、家畜改良増殖法施行細則（昭和26年秋田県規則第11号）第2条第1項の規定に基づき、公示する。

平成23年9月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 講習の期日及び場所

(1) 期日

平成23年10月25日（火）から同年11月22日（火）まで

(2) 場所

大仙市神宮寺海草沼谷地13番3号 秋田県農林水産技術センター畜産試験場

2 家畜の種類 牛

3 受講資格

家畜人工授精師の免許を受けようとする者で、家畜改良増殖法第17条の規定に該当しない者

4 受講定員 10名

5 受講に必要な書類

(1) 受講願書

(2) 履歴書

6 受講願書用紙の交付

(1) 期間

日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。以下同じ）を除き、平成23年9月22日（木）から同年10月14日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

秋田市山王四丁目1番1号 農林水産部畜産振興課家畜衛生班

北秋田市脇神字高村岱92 北部家畜保健衛生所

秋田市寺内蛭根一丁目15番5号 中央家畜保健衛生所

大仙市富士見町6番55号 南部家畜保健衛生所

7 受講願書の受付

(1) 期間

日曜日、土曜日及び休日を除き、平成23年9月22日（木）から同年10月14日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。）

(2) 場所

6(2)に掲げる場所

8 受講に要する経費

(1) 額 40,000円

(2) 納付方法 講習の場所において発行する納入通知書により納付する。

9 講習についての問い合わせ先

農林水産部畜産振興課家畜衛生班（電話018-860-1808）

秋田県告示第404号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成23年9月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	二ツ井森吉線	北秋田市増沢字烏帽子長根下19番4から字下岱318番地先まで

2 供用開始の期日 平成23年9月22日

3 供用開始区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 北秋田地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成23年9月22日から同年10月5日まで

秋田県告示第405号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成23年9月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	鷹巣川井堂川線	北秋田市上杉字金沢312番1地先から川井字横呑沢14番1地先まで	12.60～17.00	0.219
	新	鷹巣川井堂川線	北秋田市上杉字金沢312番1地先から川井字横呑沢14番1地先まで	13.70～17.80	0.219

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 北秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成23年9月22日から同年10月5日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成23年9月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成23年8月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 セカンドライフステージ りんどう
- 3 代表者の氏名
武 田 信悦郎
- 4 主たる事務所の所在地
秋田市将軍野南四丁目5番24号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、高齢者・子育て世代・その他支援を必要とする人々に対して、福祉の増進・まちづくりの推進・子供の健全育成に関する事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会作りとエイジフレンドリーシティの実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成23年9月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成23年8月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 栗駒山麓遊ゆうの会
- 3 代表者の氏名
佐 藤 幸 一
- 4 主たる事務所の所在地
秋田県雄勝郡東成瀬村岩井川字入道65-3
- 5 定款に記載された目的
この法人は、栗駒山麓秋田県内に入林する全ての人々に対して、自然保護の重要性と自然の楽しさを知ってもらうことに関する事業を行い、自然生態系の維持と環境保全に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更内容
 - (1) 事業

(2) 役員の種別及び定数

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大仙市大曲土地改良区から申請があった定款変更について、平成23年9月13日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年9月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

公 営 企 業 管 理 規 程

秋田県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十三年九月二十二日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋 田 県 公 営 企 業 管 理 規 程 第 五 号

秋田県公営企業財務規程の一部を改正する規程

秋田県公営企業財務規程（昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「産業経済労働部」を「産業労働部」に改め、同条第十一号中「庶務」を「課において庶務」に改め、「課の」を削る。

第三条中「専決できる」を「専決することができる」に改める。

第七条の二中「が専決できるものとする」を「の専決事項とする」に改める。

第七条の三中「専決できる」を「専決することができる」に改める。

第八条第三項中「吏員」を「職員」に改める。

第十一条中「知事」を「管理者」に改める。

第十四条中「吏員」を「職員」に改める。

第二十五条の二中「第二十四条（予算の流用）第二項」を「第二十四条（予算の流用）」に、「承認」を「決裁」に改める。

第五十六条第二項中「前に」を「前までに」に改める。

第六十条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「競争入札」を「一般競争入札」に改め、同条に次の一号を加える。

二 一般競争入札に付する場合において、自治令第六十七條の五第一項の規定により知事が定めた資格を有する者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

第六十一条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、落札者の入札保証金は、落札者の申出により契約保証金に充当することができる。

第七十七条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、契約の相手方が県に納付すべき売払代金がある場合は、相手方の申出により当該契約保証金を売払代金に充当することができる。

第七十八条中「除き、」を「除き、検査員（に、「その命ずる吏員若しくは吏員相当の職にある者（以下「検査員」という）を「知事が命ずる職員をいう。以下同じ）」に改める。

第七十八条の二第一項中「工事監督吏員」を「工事監督職員」に改める。

第百条第一項中「同法第二十六条第二項」を「同条第二項」に、「建設業法第二十六条の二」を「同法第二十六条の二」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、契約担当者が工事の施工上支障がないと認めるときは、契約者又は現場代理人は、工事現場に常駐することを要しない。

第百二条第一項及び第二項中「立合い」を「立会い」に、「うえ」を「上」に改め、同条第三項中「立合い」を「立会い」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第百三条第三項中「立合」を「立会い」に、「適当」を「使用に適当」に改め、同条第五項中「知事」を「管理者」に改める。

第百七条第二項中「前項の損害」を「同項の損害」に改め、同条第三項中「前項の規定により確認した」を「第一項の」に、「知事」を「管理者」に改める。

第百八条第三項中「附則第三条第二項各号」を「附則第三条第三項各号」に改める。

第百七十七条第二項中「知事」を「管理者」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号